

2 0 2 3 年度事業計画 (令和 5 年度)

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

公益財団法人 全国青少年教化協議会

2023年度事業計画 目次

I 教化事業（公益目的事業1）

- 1 青少年健全育成推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1～P. 4
- 2 公益活動推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4～P. 5
- 3 臨床仏教研究所運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5～P. 6
- 4 出版事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6～P. 7

II 表彰事業（公益目的事業2）

- 1 「正力松太郎賞」の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- 2 優秀表彰の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

III 災害支援事業（公益目的事業3）

- 1 東日本大震災復興支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7～P. 8
- 2 国内外緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8

IV 管理

- 1 組織の充実・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- 2 創立60周年記念事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8

2023年度事業計画

(2023年4月1日～2024年3月31日)

全国青少年教化協議会（略称・全青協）は昭和37（1962）年11月に発足し、翌昭和38（1963）年6月に文部省より財団法人として設立認可され、2023年度で設立認可から丸60周年を迎えます。平成20年12月に「新公益法人制度」が施行され、この制度改革に伴い当財団は公益法人への移行を申請し、内閣府から公益財団法人移行認定書の交付を受けたことから、平成25年12月2日に公益財団法人へ移行致しました。これもひとえに加盟教団・会員・関係各位のご指導ご支援の賜物と存じ、衷心より御礼申し上げます。

2023年度は、前年度に引き続き、青少年健全育成推進事業、公益活動推進事業、表彰事業等を進めてまいります。また、時代に即応した研修会、教材の開発、教化情報の公開、指導者育成、臨床仏教師の育成などに積極的に取り組んでまいります。特に、新型コロナウイルス（COVID-19）の変異株による感染拡大により、未だ経済的な困窮状況にある子どもやそのご家庭の支援に専念していく所存です。また、ロシアの侵攻により多数の犠牲者が出ているウクライナからの避難民、特に日本に在住している子どもたちの就学・生活支援を直接行ってまいります。トルコ・シリア大地震の被災者についても、現地で活動する国際NGO及び関連団体と協働して緊急・復興支援を行います。

今日の社会においては、いじめ、自殺、虐待、不登校、ひきこもり、貧困など、子どもたちをとりまく問題が多く報告されています。また、世界中でも経済的な格差や差別による児童虐待や児童労働などの問題が深刻な状況にあります。加えて近年深刻化している地球環境問題についても、今を生きる子どもたちに豊かな環境を繋ぐことが出来るよう関係2団体と協働して「子どもたちに豊かな地球をつなぐキャンペーン」を2030年度まで推進していきます。その他、多様化していく子どもたちの今日的問題に対し、仏教精神に基づき、国連子どもの権利条約（CRC）や持続可能な開発目標（SDGs）等の理念を踏まえながら、さまざまな形で支援活動を行ってまいります。

当財団は、「仏教精神に基づき青少幼年をはじめとするすべての人びとの心身と人格の健全な向上を図り、もって、社会全体の発展と安寧に寄与すること」を活動目的としております。2023年度も公益財団法人としてさまざまな形で、青少幼年をはじめとするすべての人びとが、仏教精神にふれて、こころ豊かに生きることを願い、時代のニーズに応じた活動に全力を挙げて取り組んでまいります。

I 教化事業（公益目的事業1）

1 青少年健全育成推進事業

（1）仏教子ども会活動の推進事業

子どもを対象にした仏教行事（花まつり、成道会など）の推進、助成を行う。

①花まつり行事の推進、助成

加盟教団、府県・地区青少年教化協議会（略称・府県青少協）をはじめ、希望する団体等に対し、花まつりポスター等の助成を行い、花まつり子ども会の推進に努める。

②成道会全国こども大会の開催推進

全青協制定「仏教の人間像」6項目に照らしてテーマを設け、全国の寺院・団体・保育施設等が開催する「成道会全国こども大会」に対しポスター、リーフレット及び読売新聞東京本社と日本テレビ放送網株式会社からの助成品（文具）を贈る。12月上旬の日曜日を中心に、全国100会場で合計10,000人の参加を目標に開催を呼びかける。

(2) 青少年教化研修会等の開催事業

青少年教化活動者の育成と研鑽を目的に、仏教界、各界の有識者を講師やパネリストに招いて研修会等を開催する。

① 指導者教育研修会（「少子高齢化社会におけるパネルシアターの実践」関西開講予定）

従来から子ども会活動等において実施されてきたパネルシアターを、子ども会のみならず高齢者や障がい者向けの教化題材として利用するため、考案者の協力を得て素材の作成及び実演を交えながら各寺院等で実践するための研修会を開催する。

(3) 「子どもたちに豊かな地球をつなぐキャンペーン」の開催

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、最も気温上昇の予測が低いシナリオ（R C P 2. 5）では、2 1 0 0年に気温上昇は0. 3～1. 7℃程度とされているが、最も予測が高いシナリオ（R C P 8. 5）では2. 6～4. 8℃もの気温上昇が予測されている。世界の気温上昇を1. 5℃までに抑えるには「C O 2の排出量を2 0 3 0年までに2 0 1 0年の水準から4 5 %減らし、2 0 5 0年には実質ゼロにする必要がある」と公表している。

この度のキャンペーンは、負の遺産を子どもたちに残さないために、仏教者が連帯して釈尊が説いた縁起観・相互依存性に基づき、環境破壊から環境再生へと強い意志を持って実践するものである。これにより、社会全体が少欲知足を旨とする発展的な「共生社会」へと転換し、豊かな環境を子どもたちにつないで行くことを目指す。（公益社団法人全日本仏教婦人連盟・公益社団法人日本仏教保育協会との協働事業）

■ねらい

- ① 現状の環境問題について理解し考える機会を提供する。
- ② 子どもたちに豊かな地球環境を継承する。
- ③ 少欲知足に基づいた発展的な共生社会の実現に寄与する。

■協働団体（3団体）：

- ・公益社団法人全日本仏教婦人連盟
- ・公益社団法人日本仏教保育協会
- ・公益財団法人全国青少年教化協議会

■内容：

仏教三団体協働アクションプラン：

（第1期2 0 2 0年～2 0 2 5年 第2期2 0 2 6年～2 0 3 0年）

- ①各団体の既存事業に環境をテーマにアレンジメントを加え実施する
- ②内閣総理大臣・環境大臣・文科大臣及び与野党代表者等へ要望書を提出する
- ③年一回三団体協働イベントを開催する
- ④教員・指導者向けガイドライン・マニュアルをメディアミックスで配信する※
- ⑤子ども向けの環境グッズを開発し配布又は頒布する
- ⑥子ども向けアウトリーチプログラムを作成し実施する
- ⑦エコ寺院宣言・活動の啓発普及を行う※
- ⑧年二回連絡会議を開催する
- ⑨各年度に事業評価を実施する
- ⑩その他時宜に叶った活動を行う（ウクライナ子ども支援他）

※印の項目は第2期実施予定

(4) 青少年支援ネットワーク拡充事業

①青少年教化活動の調査・情報収集及び発信とNPO（市民団体）との活動連携

A) 青少年教化活動者の活動内容の調査、情報収集

仏教子ども会活動を中心に、青少年教化の活動内容について調査し、把握する。

B) 青少年を対象にした活動及び研究に関する情報収集

青少年問題に関する情報を広く収集するとともに、他団体が主催する青少年関係の研修会等にも参加し、その活動内容を把握する。また、加盟教団等が発行する教化資料の収集に努めていく。

C) 仏教団体、仏教系大学サークルの情報収集と活動の連携

青少年に関する活動を行っている仏教団体、仏教系大学の児童研究会等と連絡を取り、情報交換を行い、連携事業の展開に向けて検討を行っていく。

D) 子ども支援系NPO等との情報交換及び活動の連携

「社会福祉法人子どもの虐待防止センター（CCAP）」「日本弁護士連合会子どもの権利委員会」をはじめ、青少年の健全育成や子育て支援について活動を行っているNPO、NGO、社会福祉協議会等との情報交換を促進し、必要に応じて活動の連携を行っていく。また、教育系の研究機関や行政との連携もあわせて促進していく。特に「日本弁護士連合会子どもの権利委員会」とは、少年法の適応年齢引き下げに関する各界懇談会を共同開催し、関連省庁・関係議員への働きかけを行う。

②府県・地区青少年教化協議会及び活動寺院・団体等との活動連携

本会の事業目的・目標を達成するために府県・地区青少年教化協議会（略称・府県青少協）との活動提携、連携を強化する。また、青少年教化活動寺院との新たなネットワークづくりを目指した活動を行い、本会の組織基盤の充実を図る。

A) 協働事業の推進

府県青少協及び寺院・団体が行う青少年教化活動に対し、状況に合わせて適宜協賛を行う。また、府県青少協との共催事業を企画し協働する。

B) 企業社員研修会の開催協力

協力企業の要請に応じ、若手社員を対象に「坐禅」や「写経」等仏教精神に基づく実践形式の社員研修会を開催する。

③加盟教団との活動提携・連携

加盟教団の青少年教化部門と連絡をとり、青少年教化活動の情報を収集する。加盟教団教化部門代表者会議等を開催し、教化活動の提携連携を図る。そして、現今の青少年の現状等に即した活動に関する企画の提案を行っていく。

A) 「現代教化法研究協議会」（加盟教団教化部門代表者会議）の運営

多様な現代社会の諸相に対応できる教化法についての研究協議会「現代教化法研究協議会」をONLINE併用で開催する。加盟教団等に広く呼びかけ、これまでの教化活動を振り返りながら現代的課題に即した教化法についての研究を進める。また、今年度からは、青少年向けの教化アプリケーションの開発等を視野に入れつつ議論を進めて行く。

B) 研修会への講師の派遣

加盟教団が開催する研修会に対して、主催目的に応じた講師を派遣する。

C) 青少年教化活動に対する企画の提案及び推進協力

加盟教団に対して、こころの相談窓口や子育て支援事業等、現今の青少年や社会の状況に即した活動に関する企画提案を行い、活動の立ち上げ及び運営について協力する。

(5) 教化活動広報事業

青少幼年の健全育成等に関し、メディアに対して企画提案を行うとともに、視聴覚教材について調査・研究・開発を行う。また、ホームページのリニューアルを適宜行い、多くの人に当財団の活動を広めるため一般メディア媒体等での広報活動に力をいれる。

① ICTを活用した情報収集及び発信

ICTを活用して青少幼年問題や活動者に関する情報を収集し、当財団の活動情報と併せてホームページ、フェイスブック等各種ソーシャルメディアで情報の発信を行っていく。

② 『教化リーダーブック』『教化ブックレット』等の教化資料の発行

仏教者としての活動や社会の動静を踏まえて、当財団機関誌『ぴっぱら』の会員リレーエッセイ「子育て明日へのことば」を冊子にまとめ、教化ブックレット4として刊行に取り組む。

③ 「Web現代名僧墨蹟展」の運営

伝統仏教各宗派管長、大本山貫首をはじめとする高僧・名僧、また、茶道家元ら文化人より寄せられた書画作品をホームページ上に掲載し、広く一般の人々が心の安らぎや豊かさを感じ得できるようにする。

2 公益活動推進事業

(1) てらネットEN関連事業の実施

不登校状態にある児童・生徒や高齢化するひきこもり状態にある当事者及びその家族を支援する全国の寺院・団体のネットワークを構築、当事者の社会参加及び家族の精神的な安定を促す。2023年度も引き続き、「親学」を主要なテーマとして事業を展開していく。

①不登校・ひきこもり当事者の家族を対象とした居場所づくり

ひきこもり当事者の家族を対象に、当事者との適切な接し方を学び、当事者に関わる問題（発達障がい、精神疾患、公的扶助申請、生活設計等）を家族として正しく理解するための定例会を4月より浅草寺福祉会館にて隔月で開催する。また、こうした課題を抱える家族相互の交流と分かち合いの場を併せて提供し、家族の心理的負担の軽減に努める。

②就労支援プログラムの実施

不登校・ひきこもり・ニート状態で悩む当事者を対象に、社会復帰への橋渡しを目的に、寺院や全青協事務局にてホームページの製作や印刷物の発送等に関わることを通じて就労機会を提供する。

③相談窓口の設置・運営

不登校やひきこもり当事者及びその家族等を対象としたインターネット相談窓口及び面接相談室を運営する。また、加盟教団や全国の寺院におけるこころの相談窓口の開設へ向けて、研修事業ならびに現場作りに協力する。また、子どもを持つ家庭の貧困率上昇や近年の自殺者数の高止まり傾向に伴い、貧困家庭児童及び自死遺児支援プログラムに関して継続的に調査を行う。

④パンフレット・活動報告書・小冊子の配布

パンフレット・活動報告書・小冊子を全国の寺院・各種団体や施設等を通じて配布し、てらネットENの認知度を広めていくと共に、ネットワークへの参加を促進する。また、不登校やひきこもり、ニートについての正しい知識や対応についても紹介していく。

⑤寺院等における非営利・公益活動の支援、推進

寺院を核とし、青少幼年の居場所づくりと自立支援を目的とした寺子屋NPOプログラム（寺子屋づくりプログラム）についての出張講座、教育系NPO法人の活動調査、参考資料の発行、活動に対する支援等を行う。特に「こども食堂」をはじめ、子どもの貧困や母子支援に取り組む寺院の支援・協働に重点を置く。

（２）「びっばら国際児童基金」の運営

インドをはじめとする途上国のスラムや路上で暮らす子どもたち、貧困のため教育を受けることが出来ない子どもたちを対象に、チャイルド・サポーター（里親）及び会員等からの支援金を基にして、奨学金の支給、校舎の建設、栄養補給等の支援プログラムを推進する。

また、地震や津波、戦争等により被災した国々において、現地のNGOと協働しながら、教育・福祉・自立の３点を主眼に継続的に支援を行っていく。（公益社団法人全日本仏教婦人連盟との協働事業）

3 臨床仏教研究所運営事業

今日の社会情勢を踏まえて、ホリスティックな観点に立ちながら、家庭・学校・社会教育の現状を調査研究し、人間の情操に焦点をあてた教育や福祉のあり方について仏教界ならびに一般社会に対し広く提言していく。また、現代社会において僧侶や宗教者が果たすべき役割や公益性の高い寺院の活動について探求し、「調査・分析」「プログラム開発」「研修」「人員育成」「コンサルティング」という５つの主要な柱を設け活動していく。特に研修に関しては、現代社会の精神的なニーズに対応し、生老病死の苦しみに寄り添い心理的・精神的ケアを提供出来る「臨床仏教師」の育成に取り組み、すべての人びと及び社会の安寧に寄与する。

（１）臨床仏教師（臨床仏教カウンセラー）養成プログラムの実施

①座学課程（臨床仏教公開講座）

「臨床仏教」「不登校・ひきこもり」「自死」「貧困」「コロナ禍のターミナルケア」「災害支援」「自然環境保護」等の臨床的テーマを取り上げ、臨床仏教師養成プログラム「臨床仏教公開講座」（座学課程）を、隔週１回の頻度で全１０回（計１５時間）の連続公開講座として開催する。仏教精神に根ざした公益的な臨床現場を立ち上げ、活動する人員の育成を目指す。

②ワークショップ課程

座学課程で学んだ生死病死の「今」を踏まえたうえで、活動のベースとなる技法を基礎から体系的に学ぶワークショップを、隔週１回の頻度で全１０回（計４０時間）開催する。現場において相手のところに深く寄り添い、また、自分自身が燃え尽きてしまうことのないケアのあり方を理解していく。

③OJT（臨床実習）課程

ワークショップ課程を修了して審査を経た受講者が、臨床仏教師として活動するにあたりケア対象者に接しながら今後必要な方途を臨床現場で学ぶ。６カ月の期間内に１００時間以上の臨床実習を課すこととする。

※２０２３年度は、第５期（東京）・第６期（京都）・第７期（東京）OJT課程を５月から、第８期ワークショップ課程（京都）を５月から、第９期座学課程（東京）を１０月から開講する予定。京都におけるワークショップ課程は、花園大学国際禅学研究所および一般社団法人アジア南太平洋友好協会との協働事業。

④基礎・緩和医療入門講座

一般公開講座として、医療福祉等の臨床現場に臨むための基礎的な医療及び緩和医療の知識について

て習得する座学講座を企画する。(ONLINE配信併用)

(2) 臨床仏教公開研究会の開催

これまでに認定された臨床仏教師の活動をもとに、日本の現代社会における臨床仏教のあり方について検討する公開研究会を開催する。

(3) 臨床仏教師（臨床仏教カウンセラー）資格認定制度の運営

教育・福祉・医療等の臨床現場において、仏教精神に基づいた心理的・精神的ケアを行うことのできる臨床仏教師の資格制度を運営する。資格認定された臨床仏教師は5年間の更新制とし、毎年フォローアップ研修への参加を義務づけ、同時にスーパーヴィジョンの場を設定する。また、仏教福祉系の施設や団体を訪問し、情報交換すると共に、引き続き臨床仏教師の活動の場を開拓することに努める。

(4) 仏教チャプレン育成プログラムの共有及び国際ネットワークの構築

アメリカや台湾をはじめ、諸外国で仏教チャプレンの育成を行っている大学及び機関と育成プログラムの共有を図り、国際仏教チャプレンシー・ネットワーク（IBC N）の構築のため活動連携を促進し、2024年度中の正式発足をを目指す。その一環として、持続可能な開発目標（SDGs）等に沿った、臨床仏教のあり方について議論を深めるため、ONLINEを活用して、国内外の関係者による拡大ミーティング及び公開研究会を開催する。また併せて、国内外で実施されている諸大学及び諸機関におけるCPE（Clinical Pastoral Education）プログラムに関する調査研究を進める。

(5) 講師派遣

教団や団体等の要請に応じて、臨床をテーマとした講座及びワークショップの開催に際して研究所スタッフを講師として派遣する。

(6) 「いのちのカフェ」の開催

がん患者とそのご家族・ひきこもり当事者とそのご家族等を対象に、生と死にまつわる苦しみを見つめ分かち合うためのオープンカフェ「いのちのカフェ」を東京慈恵会医科大学附属病院及び認定寺院等で開催する。参加者各々が苦しみから解放され、こころ豊かな生活を送ることを目指す。また、臨床仏教師の臨床の場としても位置付ける。

(7) 創立60周年記念書籍の発行

臨床仏教師育成のためのテキストを兼ねた創立60周年記念書籍『臨床仏教の実践（仮題）』の刊行に取り組む。

4 出版事業

(1) 機関誌『ぴっぱら』の発行

青少幼年を取り巻く今日的な社会問題等を取り上げ、仏教的視点から問題提起を行い、解決への方途を提示する。また、一般読者の知識欲に応じられるような記事の提供に引き続いて力を入れる。寺院による青少幼年教化活動を紹介する欄等を通じて青少幼年教化活動者の時代に即した教化活動の参考に資する。

(2) 書籍・教材発行と調査及び研究、広報

① 仏教行事にかかわる教材の発行

青少幼年向けに各種教材を発行する。花まつり関係では、花まつりシール、風船、ポスター、絵はがき、甘茶クッキー等の頒布。お盆関係ではリーフレット、共通教材として『ほとけさまのおしえ』等を頒布する。

②書籍・教材の調査及び研究・開発

青少幼年関係の出版物ならびに教材等を調査・研究し、今後の出版事業につないでいく。

③出版物・教材の広報活動

出版物は会員以外への普及を促進するべく、頒布活動に力を入れる。教材は成道会、お盆、花まつりをはじめとして、あらゆる機会を利用して、ダイレクトメール、チラシ等で広報する。

④創立60周年記念教材の普及

創立60周年記念事業として、現在推進している「子どもたちに豊かな地球をつなぐキャンペーン」の一環としても位置付けながら、協働二団体と共に環境保護をテーマとした新作のパネルシアター『地球を笑顔に！—みんなのいのちとSDGs』の普及に取り組む。

Ⅱ 表彰事業（公益目的事業2）

1 「正力松太郎賞」の実施

仏教精神に基づき、長年にわたって青少幼年の宗教情操の育成に尽力して顕著な実績をあげ、今後も活躍が期待される個人・団体を顕彰する。また、若手の僧侶及び活動者を対象として奨励賞を授与する。

（1）「第47回正力松太郎賞」選考・表彰

「第47回正力松太郎賞」の選考委員会を2023年6月上旬に開催、10月初頭に表彰式を予定。

（2）「第48回正力松太郎賞」公募・選考

「第48回正力松太郎賞」は9月から12月まで公募。2024年3月に選考委員会を開催予定。

2 優秀表彰の実施

加盟教団及び関連団体等の要請に応じて、情操教育を目的とした書道・絵画等を通じ優秀な成績をおさめた児童・生徒への表彰を行う。また、青少幼年の健全育成に貢献した個人及び団体を表彰する。

Ⅲ 災害支援事業（公益目的事業3）

1 東日本大震災復興支援事業

2011年3月11日に発生した東日本大震災における被災者支援として、2023年度も引き続き、被災地の方々、特に子どもたちや高齢者の方々のニーズに応えるべく、精神的なケアにつながる支援を主とした活動を行っていく。

（1）孤独死・自死を防止するためのこころのケアを行うスタッフの派遣

こころのケアについて講習を受けたボランティアスタッフを組織し、定期的に復興支援住宅等において茶話会等を開催しながら、被災者の孤独死・自死防止に引き続き努める。

(2) 「あおぞら奨学基金」の運営

公的な支援の狭間にあつて就学困難な状況にある被災地の高校生約300名を対象に、諸団体と協働して給付型の奨学金を支給し、それぞれの生徒が継続的かつ安定した就学環境を得ることに努める。また、コロナ禍をきっかけとして経済的な困窮度を深めている母子世帯等を対象に、必要に応じてフードパック等の物的支援を行う。(公益社団法人全日本仏教婦人連盟・一般財団法人杉浦ブラムチャリヤとの協働事業)

2 国内外緊急支援事業

国内外で起こるさまざまな災害に対応し、多様な方途によって災害緊急・復興支援を行っていく。特に、被災地における子どもたちの健康・教育・自立支援を中心に、被災地のNPO、NGO等と協働しながら効果的な支援を行っていく。

(1) 国内外緊急支援事業

国内外で起こる自然災害等に際し、現地仏教会・青年会及び社会福祉協議会と協働して「災害時のトラウマ・グリーフケア講座」を開催し傾聴ボランティアを育成する。その上で、仮設住宅等におけるハーブティーサロンや子ども会開催を通じて、被災児童をはじめとする災害弱者を対象とした支援活動(心身のケア)を継続的に行う。

また、被災地域の学校等の要望に応じて、子どもたちを対象に『コミュニケーション・スキルアップ・ハンドブック』を配布し、災害時等における感情表現や人間関係のあり方について支援を行う。

(2) ウクライナ避難児童生徒支援

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵攻に伴い、ウクライナから日本に避難し生活している児童生徒やそのご家族を対象に、あおぞら奨学基金と連動させながら就学及び生活の支援を行っていく。また、日本の文化に接する機会を設け、日本の子どもたちとの交流を推進する。(公益社団法人全日本仏教婦人連盟・公益社団法人日本仏教保育協会との協働事業)

(3) トルコ・シリア大地震緊急支援

2023年2月にトルコ南部で発生したマグニチュード7.8の地震による被災者を対象に現地で活動する国際NGO(AMDA、アドラ・ジャパン、トルキッシュ・チャイルドライン等)と協働して、医療、物資の緊急支援に努める。

IV 管理

1 組織の充実・拡充

理事教団を中心に加盟各教団の協力を仰ぎ、寺院を対象にダイレクトメール方式で幅広く入会を呼びかける。特に、全青協の運営を財政的に支援していただく賛助会員、法人賛助会員及び特別賛助会員を積極的に募っていく。加えて活動資金源の多様化を図るため、助成財団等の助成金の取得等にも努めていく。

2 創立60周年記念事業

2023年に創立60周年を迎えることにちなみ、2024年度にかけて新規教材・書籍の発行及び祝賀会等の記念事業を実施する。既存事業と連動させることにより、全青協の設立目的に適う効率的かつ効果的な事業展開を目指す。